

医薬発0920第1号
令和6年9月20日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第288号）については、本日別添のとおり公布されたところです。

この政令の主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

第1 大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（令和6年政令第282号）の一部改正（第1条関係）

- 1 題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律施行令」に改めること。
- 2 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第12条の3第1項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）別表第1第42号に掲げる物の重量の割合が、0.3パーセントであることとすること。
- 3 大麻草の栽培の規制に関する法律第13条第4項の政令で定める手数料の額は、第二種大麻草採取栽培者の免許を申請する者にあつては18万600円、第二種大麻草採取栽培者の免許証の再交付を申請する者にあつては1万2300円とすること。

第2 その他関係政令の一部改正（第2条から第5条まで関係）

国立大学法人等を国等とみなしてその規定が準用される法令として、大麻草の栽培の規制に関する法律を定めるため、その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第3 施行期日（附則関係）

この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年3月1日）から施行すること。

政令第二百八十八号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に
関する政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の一部の施行に伴い、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第十二条の三第一項及び第十三条第四項、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第三十七条第一項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二百二十五条、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第二十四条並びに独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令の一部改正）

第一条 大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（令和六年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行令

本則中「大麻草の栽培の規制に関する法律」を「法」に改め、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第二種大麻草採取栽培者の免許を申請する者 十八万六百元

二 第二種大麻草採取栽培者の免許証の再交付を申請する者 一万二千三百円

本則を第二条とし、同条に見出しとして「(手数料)」を付し、同条の前に次の一条を加える。

(含有量の基準)

第一条 大麻草の栽培の規制に関する法律(以下「法」という。)第十二条の三第一項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第四十二号に掲げる物の重量の割合が、〇・三パーセントであることとする。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第二条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号を次のように改める。

二 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第三条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号を次のように改める。

一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十一条の二第二項（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第四条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号を次のように改める。

一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで

(独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正)

第五条 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで

二 削除

附 則

この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文
目次

○ 大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（令和六年政令第二百八十二号）（第一条関係）	1
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二条関係）	2
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第三条関係）	3
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第四条関係）	4
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第五条関係）	5

○ 大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（令和六年政令第二百八十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
大麻草の栽培の規制に関する法律施行令 （含有量の基準） 第一条 大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条の三第一項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第四十二号に掲げる物の重量の割合が、○・三パーセントであることとする。 （手数料） 第二条 法第十三条第四項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 第二種大麻草採取栽培者の免許を申請する者 十八万六 百円 二 第二種大麻草採取栽培者の免許証の再交付を申請する者 一万二千三百円 三・四 （略）	大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令 （新設） 大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （新設） （新設） 一 大麻草研究栽培者の免許を申請する者 一万二千九百円 二 大麻草研究栽培者の免許証の再交付を申請する者 五千五百円

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十五条（略） 一（略） 二 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで 三 六十一（略） 二・三（略）	第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一（略） 二 削除 三 六十一（略） 二・三（略）

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法令の準用） 第十六条（略） 一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで 二 〃四十三（略） 2（略）	（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 削除 二 〃四十三（略） 2（略）

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（他の法令の準用） 第十八条（略） 一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで 二 削除 三 三十一（略） 2（略）	（他の法令の準用） 第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 及び二 削除 三 三十一（略） 2（略）